

令和 8 年 度

(西農 0 0 0 1)

豊かな森づくり推進事業
砂子沢地区補完工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

大仙市西仙北支所農林建設課

特記仕様書

第1章 総 則

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書(令和7年10月1日以降適用)」に基づき実施しなければならない。

また、出来形管理、品質管理、規格値等は、「秋田県土木工事共通仕様書(令和7年10月1日以降適用)(施工管理基準(土木編))」に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第2章 工事内容

1. 目的

この工事は、植栽地における崩壊箇所復旧整備を目的とし、土工（盛土）及び付帯工を施工するものである。

2. 工事場所

大仙市大沢郷宿字砂子沢 地内（巻末位置図参照）

3. 工事概要

1 工区 付帯工（土砂流出防止工） 1 式

2 工区 掘削工、盛土工 1 式

付帯工（排水側溝工、HP 管復旧工、法面保護工） 1 式

4. 工事数量

工事数量は、別紙「数量計算書」のとおりである。

5. 完成工期

自 令和 8 年 10 月 13 日

至 令和 8 年 12 月 7 日

第3章 一般事項

1. 起工測量の実施

砂子沢地区は降雨による表面排水によって土砂が流出するような土質である。したがって時間の経過とともに法面の崩壊が拡大する可能性が大きいため、起工測量により現状の土量の把握することが必要である。

2. 施工計画書の提出・承諾

工事着手前に共通仕様書で定める「施工計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 工事打合せ等

監督職員又は請負者が、施工上及び管理上必要と認められる場合、打合せを行う。なお、この際に協議した事項は、この特記仕様書と同等の効力を有するものとする。

4. 中間検査及び段階確認

(1) 中間検査及び段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- ① 請負者は、設計図書に定めた工種及び監督職員の定めた工種の施工段階においては、中間検査及び段階確認を受けなければならない。
- ② 請負者は、中間検査及び段階確認を受ける施工段階になったときは、事前に打合せ・報告（工種、細別、予定時期）を行い、検査願いを提出しなければならない。
- ③ 請負者は、中間検査及び段階確認終了後、関係書類（施工管理記録、検査写真等の資料）を整理し、これを提出しなければならない。

(2) この工事において中間検査及び段階確認を受ける対象工種（種別、細別）、確認時期、確認項目は別紙「中間検査及び段階確認の内容」に示すとおりとするが、これ以外にも監督職員の指示で段階確認を受ける場合がある。

5. 条件変更の補足説明

この工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図面等に明示されていない新たな事項が発生した場合の設計条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

(1) 地形の著しい変化に伴う数量の増減

(2) その他予測できない事項が発生した場合の数量の増減

6. 中間検査及び段階確認の内容

工 種	細 別	確認時期	確認項目
付帯工	土砂流出防止工	大型植生土のう 設置完了後	・ 寸法、設置個数
土 工	掘削工	掘削前	・ 丁張り掘削位置
土工・付帯工	運搬土・資材	運搬状況等	・ 運搬状況確認
土 工	盛土埋戻し工	完成後	・ 盛土・法面状況確認
付帯工	排水溝	排水溝工完了後	・ 寸法、高さ ・ その他
付帯工	法面保護工	土壌流出防止シート 設置完了後	・ 寸法、法長
	完成検査	工事完成後	・ 仕上がり状況確認 ・ その他

なお、上記については施工計画書に確認時期、確認内容及び規格値等を記載し、監督職員に提出のうえ、双方協議により詳細を決定し実施する。

また、確認項目は変更が生じることがある。

第4章 施工条件

1. 工事用地等

(1) 作業用地（資材置場等）を求めるときは、請負者の責任において処理し、土地所有者に一切迷惑をかけてはならない。また、返還の際は現況復旧を基本とする。

(2) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を受けなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

2. 仮設工事

本工事の仮設については任意仮設とする。

3. 運搬土

本工事は資源有効利用促進法の計画書作成対象工事であり、受注者は施工に先立ち計画書を提出すること。なお運搬土については、位置図に示す市がストックヤード仮置き土を利用することとしている。なお、使用が困難な場合は、工事監督員と

協議を行い必要と認められる経費については設計変更の対象とする。

(1) 大仙市大沢郷寺字長坂地内

運搬距離 0.9 k m

管 理 者 秋田県西仙北土地改良区

(2) 大仙市強首字上野台地内

運搬距離 6.8 k m

管 理 者 大仙市

ストックヤードの仮置土の利用にあたっては監督員の指示に従い、受領書の交付など必要な手続きを行う事。

4. 盛土規制法の適用について

盛土規制法に必要な手続きは発注者が行う。

第5章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

工事区域及び資材運搬ルートの住居付近においては、工事による騒音・振動に関する万全の対策を講じ作業を進めること。（特に、住宅地については、低騒音型建設機械を使用する。）施設の安全・保全を十分配慮して行うものとする。

なお、施設に損傷等を及ぼした場合は、請負者の責務において速やかに復旧しなければならない。

また、施工に先立ち、地域住民及び関係機関に工事看板等の設置で工事内容を周知させるとともに、修復・後片付け等を徹底し、施工中・施工後トラブルの無いよう努めなければならない。なお、その事態が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し、指示を受け問題解決に努める。

(2) 汚濁水処理対策

工事により発生する汚濁水が、直接隣接水路等へ流下しないよう、施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（汚濁防止施設等）を設けなければならない。

(3) 搬入施工条件等

工事で使用する工事用機械は、以下のとおりとする。

- ・掘削機械 : バックホー0.45m³級以下
バックホー0.80m³級以下
- ・土砂及び資材等運搬 : ダンプトラックは道路現状により 4t 級等を使用する。

(4) 排出ガス対策

工事で使用する工事用機械は、排出ガス対策型を使用する。

第6章 工事用材料

この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、別紙のとおりであるが、使用にあたっては、事前に承認を受けるものとする。

1. 材料の規格・品質

(1) 骨材類

名 称	種類・呼名・規格等	備 考
排水溝充填材	クラッシャーラン C-40	

(2) 法面保護材

名 称	種類・呼名・規格等	備 考
植生シート	ドレーンシート（日本植生株式会社）	
土のう	大型植生土のう メガ・モデル （日本植生株式会社）	

(3) 吸出防止材

試験項目	単 位	内 容	規 格 値	試験方法
厚 さ	mm		10 以上	JIS L 1096 準拠
質 量	g/m ²		550 以上	JIS L 1096 準拠
引 張 強 さ	N/5cm	たて	250 以上	JIS L 1096 準拠
		よこ	120 以上	
伸 び 率	%	たて	25 以上	JIS L 1096 準拠
		よこ	25 以上	

(4) その他

監督職員との協議による。

第7章 施工管理

施工管理は、「秋田県土木工事共通仕様書（施工管理基準）」（令和7年10月以降適用）に基づいて実施しなければならない。

また、検査、段階確認のほか、各工種における区切り段階には、現場管理として写真管理を含めた請負者による施工管理（丁張、床掘、製品搬入、設置、仮設材搬入、撤去、埋戻し等）を行い、その結果をすみやかに監督職員に提出しなければならない。

1. 提出書類（市発注の一般土木工事と同様とする）

- ① 搬入土（盛土）材料試験証明書。
- ② 材料承諾書
- ③ 品質管理表
- ④ 出来高管理表
- ⑤ 工事記録写真（区切り段階、段階確認、中間検査、完成検査）
（写真はカラー撮影、サービス判を原則とし、写真帳はA4版アルバムとする。）

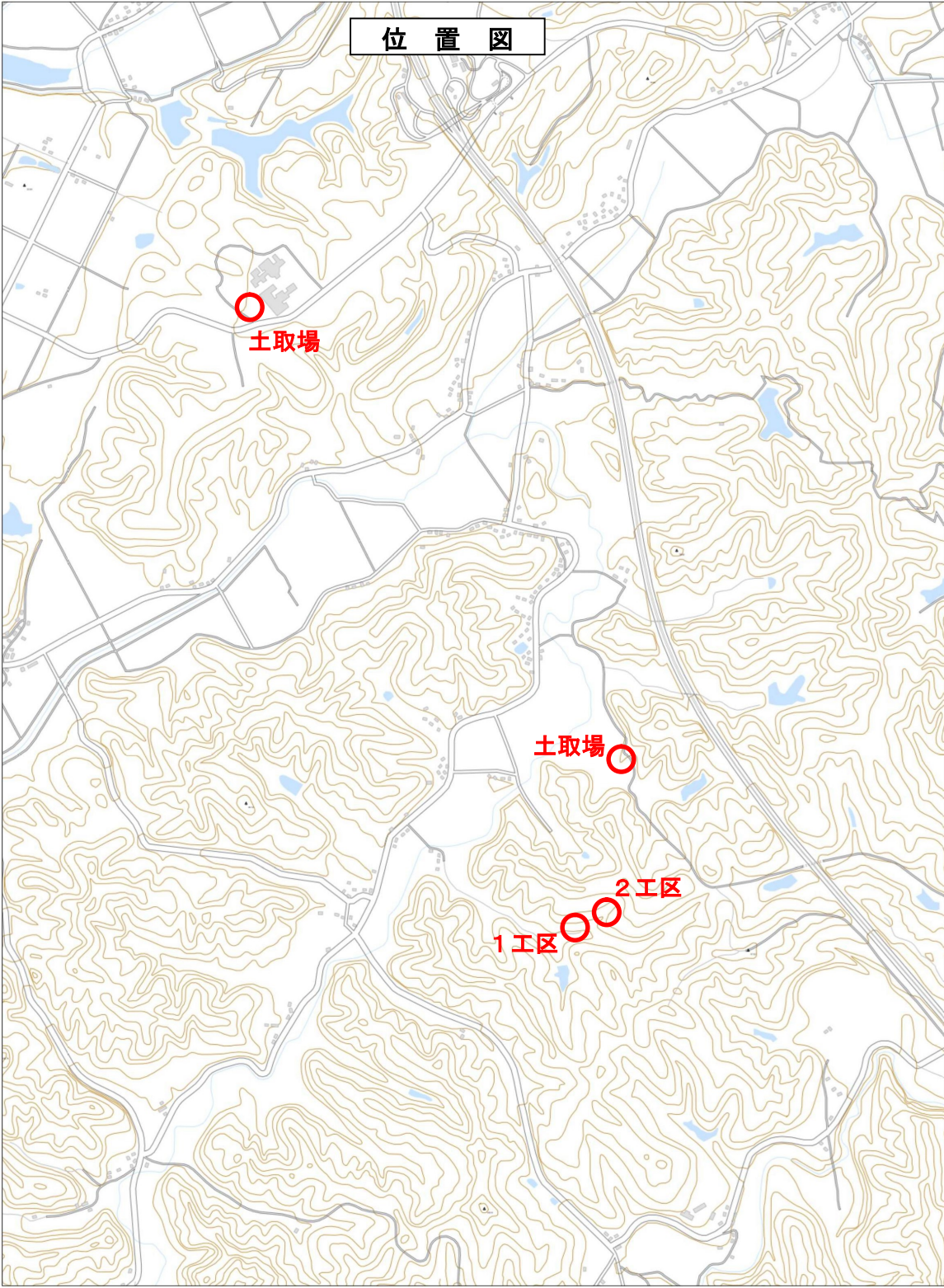
第8章 その他

1. その他留意事項

- (1) 施工中は、安全対策（仮囲い、転落防止、シート保護等）に留意する。
- (2) 盛土埋戻材は、品質基準値内の掘削土は流用とするが、それ以外は搬入運搬土とする。
また、埋戻しの際は、締固め一層の厚さを30cm以下とする。
- (3) 近隣住民への周知のため、工事看板を設置する。（ちらし、町内会への挨拶が必要となる場合がある）
- (4) 工事に必要な電力架線等の仮設は、請負者の責任において協議し行う。
- (5) 工事に必要な官公署（警察等）への申請手続きは、請負者の責任において速やかに行う。
- (6) 週休2日制工事について
 - ・ 本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っている。
 - ・ なお、補正係数については「大仙市週休2日制工事に関する運用」によるものとする。
 - ・ 工期内において完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直す。月単位の週休2日が未達成の場合、補正は行わない。

第9章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。



0 100 1000m